明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条約〕
○サイバー犯罪に関する条約（七）　三
〔府令・省令〕
○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　三
〔告示〕
○サイバー犯罪に関する条約の日本国による受諾に関する件（外務二三一）　三〇
○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（農林水産一六二二）　三
○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（同一六二三）　三
○動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件の一部を改正する件（同一六二四）　三
○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（同一六二五）　三
○農林水産大臣が指定する生物由来製品の一部を改正する件（同一六二六）　三
〔公告〕
諸事項　三
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、西日本高速道路株式会社工事開始変更、特定計量器型式承認、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三
会社その他
会社決算公告　三

本号で公布された法令のあらまし

◇サイバー犯罪に関する条約（条約第七号）（外務省）

この条約は、サイバー犯罪から社会を保護することを目的として、コンピュータ・システムに対する違法なアクセス等一定の行為の犯罪化、コンピュータ・データの迅速な保全等に係る刑事手続の整備、犯罪人引渡し等に関する国際協力等につき規定するものである。この条約は、前文、本文四八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1　定義

「コンピュータ・システム」、「コンピュータ・データ」、「サービス・プロバイダ」及び「通信記録」の定義についてそれぞれ規定している。（第一条関係）

2　違法なアクセス及び違法な傍受

締約国は、コンピュータ・システムに対するアクセス（第二条）及びコンピュータ・データの非公開送信に対する技術的手段による傍受（第三条）が、権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、これらの犯罪化に当たり、それぞれの規定に定める追加的な要件を課することができる。（第二条及び第三条関係）

3　データの妨害及びシステムの妨害

締約国は、コンピュータ・データの破損、削除、劣化、改ざん又は隠ぺいが権限なしに故意に行われること（第四条）及びコンピュータ・データの入力、送信、破損、削除、劣化、改ざん又は隠ぺいによりコンピュータ・システムの機能に対する重大な妨害が権限なしに故意に行われること（第五条）を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。（第四条及び第五条関係）

4　装置の濫用

締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、留保が次の㈠(2)に規定するものの販売、頒布又はその他の方法によって利用可能とする行為に関するものでない場合には、次の規定を適用しない権利を留保することができる。（第六条関係）

㈠　第二条から第五条までの規定に従って定められる犯罪を行うために使用されることを意図して、次のものを製造し、販売し、使用のために取得し、輸入し、頒布し又はその他の方法によって利用可能とすること。

(1)　第二条から第五条までの規定に従って定められる犯罪を主として行うために設計され又は改造された装置（コンピュータ・プログラムを含む。）

(2)　コンピュータ・システムにアクセス可能となるようなコンピュータ・パスワード等

㈡　第二条から第五条までの規定に従って定められる犯罪を行うために使用されることを意図して、㈠(1)又は(2)に規定するものを保有すること。

5　コンピュータに関連する偽造及び詐欺

締約国は、コンピュータ・データの入力、改ざん、削除又は隠ぺいにより、真正でないコンピュータ・データを生じさせる行為が、権限なしに故意に行われること（第七条）及びコンピュータ・データの入力、改ざん、削除若しくは隠ぺい又はコンピュータ・システムの機能に対する妨害が、詐欺的な又は不正な意図をもって、権限なしに故意に行われ、他人に対し財産上の損害が加えられること（第八条）を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。（第七条及び第八条関係）

6　児童ポルノに関連する犯罪（第九条関係）

㈠　締約国は、コンピュータ・システムに関連して権限なしに故意に行われる児童ポルノの製造、提供の申出又は利用可能化、頒布又は送信、自己又は他人のための取得及び保有を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、自己又は他人のための児童ポルノの取得及び保有については、その全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。